

令和2年度 第3回 犬山市国民健康保険運営協議会 議事録

日 時 令和2年8月26日（水）午後1時30分～2時50分

ところ 犬山市役所 2階201会議室

出席者 長野委員、日比野委員、榊原委員、舟橋委員、  
桑原委員、木村委員、吉田委員、原 委員、  
玉置委員、岡 委員、久世委員、丸山委員、  
宮本委員

欠席者 なし

事務局 吉野健康福祉部長、河合保険年金課長、  
舟橋保険年金課課長補佐、  
保浦保険年金課統括主査

◆議事

河合課長

皆さん揃われたようですので、始めさせていただきたいと思います。先回、梅雨がなかなか明けませんという挨拶をしましたが、今度は残暑が厳しく、暑い日が続いておりますけれども、本当にお暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから第3回になります犬山市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。会長の方から挨拶をお願いいたします。

久世会長

はい。本日はご参集いただきましてありがとうございます。今日の会議も概ね2時間を限度として議論させていただきたいと思いますが、お手元に配付しております次第のとおり、議題は子どもの均等割負担軽減等、あと保健事業、税率改定、今後の説明ですね、3点で、討論、協議を行っていきたいと思っております。ご協力どうぞよろしくをお願いいたします。

河合課長

はい。ありがとうございます。配布資料の方ですが、今回は机の上には置かせていただかなかったんですが、持ってこられなかった方はいらっしゃいませんか。ありませんね。ありがとうございます。では本日、ご覧のとおり皆さんいらっしゃいますので、会議の成立要件を満たしてしていることを報告させていただきます。早速ですが、これより会議の進行は会長の方をお願いしたいと思います。

久世会長

はい、お願いします。まず議事に入る前に、本日の議事録署名人を私から指名させていただきます。被保険者代表の日比野委員、保健医・薬剤師代表の桑原委員をお願いしたいと思います。

続いて議題に入る前にですが、去る8月3日付で市長から諮問がありました。お手元にありますね。本来、私から状況報告をするところではありますが事務局と協議した結果、こういう時期ということもありまして、いわゆるセレモニー的なものは省略して、書面で諮問という形にさせていただいております。事務局から何か報告ありましたらお願いします。

河合課長

はい。今会長からご説明いただいたとおりですけれども、8月3日付という形で市長の方から、いつもの税率の改定についてと賦課限度額の引き上げについて、18歳以下の子どもの均等割負担軽減の検討について、3点諮問をさせていただきました。

特に市長からは、もしセレモニーがあれば、コロナの関係ですべてが自粛モードみたいになっているけれども、保険税の改定については困ってらっしゃる

方には減免をぜひやって、もちろんお救いをしていくんだけど、そうでない業種の方もいらっしゃるだろうということで、平常心で取り組んでいただければ、というようなメッセージが届いております。

久世会長

いろんな含みがありそうですね。参考にさせていただきまして、税率改定につきましては後程話し合ってください。では、初めの議題に入りたいと思います、議題1子どもの均等割の負担軽減について、資料1, 2, 3をもとに事務局から説明をお願いします。

舟橋課長補佐

それでは、子どもの均等割減免について説明させていただきます。ご承知のとおり国民健康保険では、所得割、均等割、平等割額が課せられています。今回、課題となっている均等割については、国保加入している全員、出生した赤ちゃんから後期高齢に移行されるまで、全員の方にかかるものとなっております。収入のない子どもにも一律でかかるものとなっております、子育て世帯の負担にもなっていることから、子どもの均等割について負担軽減をすることができないかということです。

それではお手元の資料1国民健康保険税における子どもに対する均等割減免についてをご覧ください。基礎資料といたしまして、犬山市国保における18歳の子以下の子どもの数が約1,200人。被保険者の約7.3%となっております。子どもの均等割は1人当たり、医療分が1万8,960円、後期高齢者支援分が9,360円で、合計2万8,320円。これに18歳以下の子どもの数をかけますと、約3,400万円となります。減免のパターンとしては、いろいろ考えられますが、仮に全額減免をした場合は3,400万円。5割減免の場合は半額の1,700万円、2割減免の場合は680万円減額となっております。次に、減額分に対する国庫補助等の影響ですが、犬山市独自の減免制度とした場合は国庫補助は関係ないため影響はありません。しかし均等割額そのものを減らしていきまると、軽減額に対して4分の3の国庫補助がなくなることになりますので、全額の場合は、先ほど申し上げた3,400万の4分の3の国庫補助金2,550万円が減額、5割の場合は1,700万円の4分の3の1,275万円。2割の場合は680万円の4分の3の510万円が減額されてしまうこととなります。

裏面をお願いいたします。この均等割減免をした場合、当然その分の財源を補填するものが必要となりますが、ひとつは国保税で賄う場合、この場合は、国保被保険者の世代間の公平性や負担について、国保加入者のコンセンサスを得る必要があると考えます。二つ目は、法定外繰入金にこの分を増額して繰入れる場合、一般会計からの繰入金となりますので、当然、国保加入者以外の税金を投入することになります。この場合は国保以外の社保加入者のコンセンサスを得る必要があると考えます。その他、子育て支援という観点から他市では、ふるさと応援寄附金や子育て基金から繰り入れをしている自治体もあります。次にシステム対応ですが、現在の課税システムでは納税通知作成時に予め減額しておく方式はNECの方からカスタマイズできないと言われております。ですので実施をする場合は減免を個別に手入力をする必要があり、1,200人分の手入力をしていく、その分入力ミスなどのリスクも高まると考えています。

他の税制との比較ですが、一般的に子どもでも所得や資産がある場合は課税されますが、子どもの存在そのものに課税されるのは国保税のみとなっております。最後に、国への要望といたしまして、全国知事会、市長会が、子育て支援の立場から、国の制度として法制化を要望しており、犬山市も平成30年11月に、西尾張地区ブロックの市長会で提案市となりまして、個々の自治体の施策

ではなく、国の制度として法制化を要望しております。こういった経緯を踏まえまして、先の諮問の折にも市長より税の減免という手法にこだわらず、幅広い観点での協議をお願いしたい、子どもを多く育てた方がメリットがあるような政策を展開したいという希望も出ております。

続きまして、資料2をご覧ください。愛知県下38市について国保税の子どもの均等割について、聞き取りを行った状況になっております。県内では現在3市が実施、1市が実施予定となっております。一宮市は、賦課期日現在18歳未満の子どもの対象に均等割の3割を減免、子育て支援という目的で、平成22年度から実施をしています。財源としましては、一部法定外繰入とありますが、国保税プラス一部法定外繰入れしている、そういう形で、世帯からの申請は不要となっております。続きまして大府市ですが、18歳以下の子どもの1人目は2割減免、2人以降は5割減免、子育て支援の目的で、平成30年度から実施しています。財源は法定外繰入と書いてありますが、後程聞き取ったところ保険税プラス一部法定外繰入ということでやっている。こちらについても世帯からの申請は不要です。田原市につきましては、就学未満児、大体5歳以下ということですね、3割免除していきまして、子育て支援の目的で平成30年度から実施しております。財源は法定外繰入で申請は不要です。日進市の方は具体的な時期や内容は未定ですが、現在導入に向けていろいろ事例を検討中と伺っております。

続きまして、資料3子どもの均等割減免を実施している主な市の状況をご覧ください。一宮市、田原市、大府市は資料2でも少し説明をさせていただきましたが、県外の事例を含め、もう少し詳細に見ていきたいと思っております。国保加入者の数も対象件数も自治体によって大きさが違いますのでまちまちで、減免の内容等はちょっと一覧の表でご確認いただければと思っておりますけども。財源の方見ますと、一宮市は先ほどのお話のように国保税プラス一部法定外繰入、田原市は法定外繰入、大府市も保険税プラス一般会計子育て応援基金から、加賀市は保険税、旭川市は国保の基金からとなっております。電算システムは、この5市で見ると富士通系が多いということですが、各市バラバラでカスタマイズ費用もそれなりの金額がかかっております。導入経緯につきましては、一宮市は、議員提案による減免制度として導入、毎年一般会計や国保会計の状況を考慮して、廃止も含めて毎年検討しているということ。田原市、大府市、加賀市につきましては、子育て支援の観点から導入していきまして、今後も当面継続していく予定です。旭川市は北海道内の調整のために保険税を大幅に上げざるをえなかったということから、激変緩和のために基金による減免制度を期間を限って創設していますが、道の運営方針により5年後までに廃止をするという方向になっております。以上3点の資料の説明は以上です。

久世会長

ポイントとしてはまず国保「税」ではあるんですけど、保険料みたいな性質もあるので特殊ということですね。税の中ではいわゆる人頭税的なものを設けてはいけないという税の原則があるけど、保険料っぽい1人当たりいくらかというのがここでは設けられているというのがまず一つ。ただ国や県の補助金額が実は結構均等割に入っていて、それがなくなってしまうというデメリットがあると。

愛知県の中では今3市が実施中で、1市は実施予定、多くはないけど実施している自治体もあるんですね。ただ税の減免がやっているとところはみんなシステム的に可能だからということですね。うちの場合はちょっとそれが難しいから、市長要望のところでもそれは避けたいと書いてる。というところがあるん

ですが、ご意見いかがでしょうか。以前からの議論の中では、税の減免は多分難しいんじゃないかという事務局からの話もあって、子育て支援の観点から違う方向でもという話がありました。市長の要望って書いてますけど、諮問を受けてなんか要望されるのも不思議な話だと思うんですけど、はい。国保の中でやってくれということなのか、そういう議論をして、意見を十分に上げてくれということなのかという、二つあると思うんです。

河合課長

一応補足しておきます。私が受けた感覚ではそう裏はないようで、市長は全体的な政策の方針の中で、少子化対策がやりたいと。今の世の中、どうもお子さんを生めば生むほど損な世の中になっているものだから、学費などいろんな面があるんだけど、やっぱり根本的に少子化対策をやろうとしたら、理念としてはお子さんをたくさん生んだ方が得になるような政策をしなきゃいけないだろうなという大局的なことを思っている。そういうことも皆さんにお伝えした上で、国保のことだけではなく、全体的なことでも自分も何がやりたいっていう具体案はまだないんだけど、そういう観点からも議論していただけるとありがたい。というようなイメージでした。

久世会長

背中押してほしいってことですか。国保運営協議会なんで。そこは枠の中かなと思うんですけど、議論の対象は。

宮本委員

ひとつだけいいですか。

久世会長

はい。お願いします。

宮本委員

この中身ということになるのかもしれないんですけど、子どもの値下げという形でやられてるんですけど、実際にこれまで別に、お子さんがいる場合って市ごとに、例えば中学生まで医療費が無料とか高校まで無料とかってのがあって、それでもう受けてるところがあると思うんですよ。実際に犬山はどういう形になっていますか。

河合課長

今のご質問は、いわゆる子ども医療と言われるもので、普段の診療では、保険が7割なり8割を持ちまして、一部を保護者がお金を払いますが、その部分をなくして、子育て支援に役立てようという考え方です。平たく言えば、子どもをお医者さんに連れて行ってもタダということになります。犬山市は今中学生までが全額無料、大体、今県のスタンダードがこのあたりになります。犬山市はもうちょっと進んでいて、高校3年生までの子どもたちは3分の2を助成していますので、一部負担しなきゃいけない金額の3分の1だけ払えば高校生までは医療にかかれるという施策をとっています。そういう状況です。

久世会長

手厚くやっているという建前ではあります。

河合課長

そうですね。手前みそになってしまいますが、現状ではまだ多分県下の市の中では、かなりトップの方を走っているのではないかとはいいますが、今、大学生を入院だけだけれども面倒見ようという動きなどもあって、そういう広がりもあるようです。

久世会長

決算ベースの金額って今いくらぐらいでしょう。

河合課長

基本3億円を超えています。

久世会長

はい。どうぞ。

岡委員

今会長も言いましたようにもともと、人頭税的な形で税を徴収する。基本的には国保税ですので、だからそこを子どもの均等割については、いくら保険料的な側面があったとしてもやっぱり、考えていかないと子育て支援にはならないのではないかという思いが強いですので。だから系統的に難しい手入力が必要になるということが書いてありますけれども、市長の思いからしたらこの

大府市的な考えかなあというふうに。1人目が2割減免で2人目3人、4人目は5割減免という形を想定してそういう均等割的などところで、とにかくおぎゃーと生まれたら税金がかかるよと、存在するだけで税金がかかるよというのは、18歳未満については若干、緩和していかないといけないだろうと思っています。どうしても国保の中で、困難ということであれば、困難とまでは言われてないですけど、手入力が必要だということですので、それを避けるため、国保の中では完結しないけれども、他の形でその分を調整するという方法もあるのかなと思いますけども。それは、事務サイドがどちらがいいのかってということも含めて、出していないといけないのかなというふうに思います。

久世会長

あとちょっと気になってるのは最近国の方で児童手当を子どもさんがたくさん生まれる毎に増額していくっていう動きはあるんですかね。担当大臣が表明しただけなんですか。

河合課長

動きとして私たちも報道で多分同じ知識しかありませんけれども、方向的にはやはり同じようなことを考えているのかなと。どこも少子高齢化の意識と先ほどの市長の言う多く生んだ方が損になる社会はまずいだろうという機運は働いているのかなというふうに思います。

久世会長

国保以外のところでもちょっといろいろ動きはあるということですね。ご意見は。

玉置委員

皆さんが言われてることは私も同意見なんですけど、一宮市、大府市、田原市等々、その財源がですね、法定外繰入をやってるところばかりということを見ると、財源確保という観点でいけば、今コロナの状況の中で税収は今後多分厳しい状態になる中で、例えばこれ法定外繰入っていう形になった時、その辺のバランスも考えないとちょっと苦しいのかなと。やっぱり財源を確保した上で、子どものところをどうしていくかっていうのも一方では考えていかないと、下げるのは皆さん賛成なんだけど、どこをどうして財源として持ってくるのというところもセットで全体に考えていかないと、これは絵に書いた餅になるんじゃないかなと。現時点では、答えはないですけど自分の考えとしては、そこが懸念されるなと思っています。

宮本委員

資料3の旭川市の「北海道のの運営方針により5年後までに廃止」とあるのは北海道の方針がもう、そういうのはやめようという話になっているのですか。

久世会長

はい。

河合課長

はい、補足します。今回の制度改革で、国保が県単位化されたということは皆さんご認識いただけていると思うんですが、北海道はとりわけ非常に市町村ごとの格差があり、非常に経営が苦しいところも多かったので、道が音頭をとって道内を一律の保険税額に思い切っていました。多分今のところ、北海道だけだと思いますけれども、そう、平準化を思い切ったことで、かなり格差が道内で出てしまったので、旭川市は、その中でも非常に保険税を上げなければならない市になってしまった。運協の協議とかも超えて、北海道はここまで上げなさいって言ったもんですから、さすがに苦しいから、期限までの5年までに、意味としては反対ですよ、「5年後は廃止」ではなくて、「この5年間は何とか軽減をしよう」という考えで旭川市はおやりになったということです。

久世会長

ご意見ございますか。丸山委員。

丸山委員

はい。自分はちょっと子どもが3人いてですね、小さい子どもがいて、病院に行くっていうと大体子どもなんですかね。だから正直高いなと思いながら、国保税は納めさせていただくんですけども、僕や奥さんは年1回行くか行かないか

ぐらいで、逆に子どもは毎月のように、耳鼻科だったりいろんなところにお世話になってることを考えると、正直子どもの部分がかかっていることについて、納得はできている。もちろんコロナで生活を送る皆さん、これからますますっていうことを考えれば、特に子ども世帯が負担を軽くしてあげたいって気持ちちはありますし自分自身もそれはありがたいと思います。ありがたいと思いますが、理屈としては、この合理性はあると思うのでゼロにする必要まではないような気が私はいたします。

久世会長  
長野委員

まあこれはバシッとまとまらない可能性がある。

国への要望っていう、全国市長会が子育て支援の立場から国の制度として法制化をしていただきたいという。県下の38市の市の状況見ると、実施していないところと実施の予定がない。そのなんですね。こういう状況下の中で、要望して欲しいということで、市長会、知事会が、国に要望されてるということですよ。それを、国の対応施策か現時点での、対応状況はどういうふうになっているんでしょう。

河合課長

はい。今ちょうど議論をしている最中ですけども今のところ。結局どこの市もやってあげたいとは思っていると思うんですよ。安ければそれはそっちの方で良いですから。ただ、今議論になっているように財源が問題になってくるということがどうしてもあるので、結局踏み出せないという中で、特に子育てに熱心なところ、3市とかがやってるとというのが現状です。しかし、やっぱり全国的な先ほどの話の中で少子高齢化を防ぎ、もっといい社会にしていきたいと知事も市長も皆さん思ってるんじゃないので、市でできないんだったらやっぱり国全体として、国だって少子高齢化はいけないって言うてんだったら、ちゃんと国としてやってくださいよという思いがありますので、そういった表れではないかなと。だから、国の施策としてちゃんとやっていくべきじゃないかという考えで、皆さん、要望されていると思います。

長野委員  
河合課長

具体的に、国からの動きっていうのはないんですか。

それに対しては今のところ大変国としては冷淡な状況でありまして、特にやるともやらないとも言っていない状況です。

久世会長  
桑原委員

他にご意見は。

私はちょっと皆さんの話を聞かせていただいて、やっぱり財源のことが大変大事だと思うので、それに対しては非常に難しいというのが現状かもしれません。少子高齢化っていうことで、先ほどから言うようにこれからは子どもたちがしっかりとこの日本を担っていくので、できればたくさん子どもを生んだ家庭の方だったりとか、小さい子たちが貧困にならないようにやっていくっていうのは我々大人の大事な仕事ではないかなと思います。ただ今回は国保なので、この中の財源でいろんなことをしゃべっても、やっぱり回答が出ないような感じがしますので、先ほど言ったみたいに、国の方にですね、しっかりとお願いをしていただいて、やっていくっていうのが一番早い話ではないかと私は思います。

岡委員

ちょっといいですか。全国知事会も市長会も国に要望しているっていう中で、地方政治の基礎自治体である市町村がやっぱり住民の、皆さんの意向で行う一番身近な政治ですから、痛みとか矛盾とか、要望の調査もよく、よくわかっている中でそういう声を上げていくっていうふうに思ってるんですけども、以前からずっとこういう問題で市長さんや知事会が声を上げててもなかなか国が実現しない場合も多々あったんですね。一番いい例が、皆さん、20年ぐらい前

だと思っんですけど、白内障の保険適用の時に、保険適用すべきだよという声を上げつつ、保険適用ができないのであれば、せめてそれまでの間はうちの自治体としては助成しようということで、実はこれこの地方から、扶桑町が一番先に声を上げて、そういう制度を作って、で犬山市も扶桑町がやっていたら、犬山もやろうよということで、全国に広がって、全国の保険適用すべきだという声と合わせてそれができるまでは、自分のところの市や町で助成しようっていう流れができていって、ついには結局保険適用になっていって今に至ってるんですけども。

だから、今回はそういう面では、市長、今の犬山市長自身がこの、西尾張地区のブロック市長会で提案市となって、国に要望したという中で、みずから国の制度にすべきだと言いながら、国の制度がなかなか実現しないなら、せめて、うちの市は努力しようよというのが、今全国で模索されているというふうに思ってます。だから、国の制度にしていくまでも、そういう思いのある市が廃止するんでなくて、わずかであってもたとえ2割であっても第2子以降であっても助成していくっていうのを始めていくことが僕は大事だなと、それが結局は国の制度にしていくことに繋がるというふうに思っていますので、こういうふうに市長自身もそういう思いがあるのであれば、やっぱり犬山市が国の制度にするべきだけれども、それまでせめて犬山市でできる限りの努力をしようということに踏み出すことが大事だということに思っています。

ただシステムの難しいということですよ。

私どもも、システムのせいにしてやらないよっていうつもりはないんです。ただ、現実には、この減免、税を減免する制度としての仕組みを作るのはやはり確かに、非常に難しいものがあります。現実には若い方って出たり入ったりされたりしますし、7割5割2割の軽減もありますので、その整合性等決めたりとか、システムのにも、条例を作るのも、なかなか厄介なことだろうなというふうには、正直思っています。国保の枠内でどうしてもということであれば、逆に、実績に応じて給付をするという道筋はないのかなということも少し考えていまして、例えば昨年度お子さんが1年間こういうふうに入ってたので、その結果として、2割を還元するであるとか、そういうやり方はできないのかなあというふうなことも、市では考えていますが、ただ、ちょっとそれが法的にオッケーかどうかというようなことも含めて、県には確認をしたいなと思って、今、投げかけはしてあります。

まあ、ちょっと議論をまとめたいかなと思っんですけど。気持ちとしてはやりたいと、ただ技術的に難しいということもあるので、国保の枠内でどこまでできるかなと。というところで事務局としても腹案がないことはない状況で、ただ、それが技術的にできるかどうかとか、法的に可能かどうかという検証がまだ不足しているという現状かなと思って、ちょっと持ち越しという形で、また、研究課題としたいかなと思っんですけどいかがでしょうか。

ちょっとすいません。資料の裏面の財源のところにも書いてあるんですけども、たしか子育ての観点でふるさと納税寄附金を使ってるというようなことが書いてあるんですけども、当市も、昨日の全員協議会資料のシミュレーションでいくと10億円ぐらいのふるさと納税を見込んでいます。税収確保のためっていうことでシミュレーション的にはそういうふうになってるんです。ふるさと納税で「市長におまかせ」っていう市長の判断でこういうところに投入できるよっていうところがあるので、この財源っていう観点からいくと、やっぱ

久世会長  
河合課長

久世会長

玉置委員

りそのふるさと納税で集まってきた部分の「市長におまかせ」とか国保税に使うとかいう部分を研究材料として、次回例えば、今のふるさと納税がどんな振り分けになっていて、例えば「市長におまかせ」がいくらぐらいあったかっていうのを皆さんにお示しをしながら、こういう財源が必要だから、それをやっぱり我々としては必要だよってという声を上げていく一つの材料をちょっと、見てみたいなという気はするんですけど、いかがですか。

河合課長

一応意見をちょっと。今のふるさと応援寄附金の中で、確か宮本委員が言われた子ども医療のために大体、3億円のうちの2億円ぐらいを充てさせていただいていて、市長が子育てのために使うという意味は、実際に実施をしている。あと、今年のちょっと議論で思い出していただきたいんですが、基本的に法定外繰入を今国は禁止をする方向にあって、現状、一宮市がこの一部を入れているのですが、赤字の解消を迫られていて、苦労されているところがありますので、事務局の勝手にはなりますが、法定外繰入という形ではなくて何かやれる方法はないのかなという研究もしていこうと思っているところです。妙案がないので申し訳ございませんが、一方では国は、法定外繰入の増加については今までの議論どおり阻止をしてくるとお思いますので、その辺も考えたいなと思います。

岡委員

今の会長の次回持ち越しで賛成なんですけども、私も同じように思っています。財源については、ふるさと応援寄附金で、「市長におまかせ」という項目のほかに「子育て支援」という項目もありますので、その部分からこの子どもの均等割の減免にという、医療費だとかいろいろあるかもしれないんですけど、とりあえず、市長にお任せ部分も含めて子育て支援という項目で集まった部分も含めてね、一番ベターかなという思いがあります。そういう形であれば、法定外繰入というところとちょっと微妙な話、微妙なニュアンスなんですけれども、いやこれは子育て支援ということで、応援してもらってる税からのという形になるかなと思っています。それでもう一度、事務局で次回持ち越しの間に検討していただければと。それを、例えば、国保の中であってなくて、先ほど1年遅れの給付という話も出ましたけれども、そういう形もできるのかどうかも含めて、各課の調整をしてきてほしいなというふうに思います。

久世会長

ポイント二つあると思うんですけど、まず国保の枠内なのか枠外なのかと、枠内だとすれば法定外繰入になるのかならないのか。財源はちょっとふるさと寄附金がよく出るけど、まあただふるさと寄附金はずっと一定額払い続けるわけではないから、不安定な財源という前提もあるので、ちょっとそこ論点整理をしっかりとやった方がいいかなと。論点整理やった上でまた次回協議したいかなと思いますので、よろしいですか。はい。ではそういうことでお願いします。

久世会長

では次に、議題2の方に移りたいと思います。令和3年度の保健事業について、まず説明をお願いします。

舟橋課長補佐

はい。それでは国保の保健事業につきまして、専門の先生方もおられることから、健診事業等についてご意見やご提案等をいただきたいと思います。具体的な課題としまして事務局からひとつ、資料4の特定健診における受診券・問診表等の改善についてご意見をいただきたいと思います。現在40歳以上の国保被保険者に対し、特定健康診査の受診券を送付し、医療機関に予約して、特定健康診査を受診していただいております。概要につきましては資料5、これも前回の協議会でもお示ししました犬山市の状況となっておりますの



で、そちらをご覧ください。今回はこの特定健診の受診券と問診票について、改善を図り、受診者、医療機関、行政事務の負担を減らしていこうというものです。

まず、では資料4をご覧ください。現状としまして現在、対象者に受診券のみを送付しまして、医療機関で複写式の記録表の問診部分に受診者が記入。そして受診後、医療機関が記録票1枚と受診券をセットにして、市民健康館の方に提出していただきまして、保険年金課に回送されたものを、職員がデータ入力を行っております。それが終わった後、国保連合会の方へ送付する。そして、検診料が医療機関に支払われる、そういった仕組みになっております。この過程の中で出てくる課題が、①受診券のみが送付されるために、受診意欲を喚起できない。特定健診の受診率が低調であるという話は、前回の協議会でもお話させていただきました。②医療機関で問診を行うため、特に高齢者への対応で、医療関係者に負担がかかっている。ご自分でできる方はいいんですけども、自分で記入できない方の代筆など健診以外の部分で、医療機関の関係者の方に手間と時間がかかっているというようなことも聞いております。そして、③健診結果のデータ入力に非常に時間がかかる。これは市のパート職員によって、記録をすべて手入力で行っているため、結構な時間がかかっている形です。

そこで改善案といたしまして、受診券と記録表を一体化もしくは同時送付するような形で、あらかじめ住所や氏名、前年度の健診結果などを印字できるよう、システム改修を行います。受診券と同時に、すでに自分の名前が入った問診票を受け取ることで、受診意欲を増進し、また、医療機関での問診の手間と時間も節減され、受診率の向上とともに、受診者と医療機関の負担も軽減を図ることができる。また、記録表のデータ入力に、本年10月以降に、愛知県が共同調達を進めるAI-OCRというものを利用いたしまして、数値部分を、マークシートみたいなものですので、数値部分の機械読み取りをするとこの部分だけでも職員の入力作業の負担を軽減して事務改善を図ることができます。

ただ問題点といたしまして、現在のシステムでは複写式、今まで使ってた複写式の記録表に対応できなくてですね、単体1枚の記録表になるために、医療機関控えや本人控えをコピーする必要があります。医療機関へのアンケートでは、総論では賛成であるけれども、そういったコピーの手間やコピーの経費とか、そういったものに難色を示されるところが散見されました。また、内部事務作業として、受診券を三つ折りの処理をして封筒付けされているのですが、これを市内で2日間程度で行っているんですけどもOCR対応の問診票ですとか、記録表、受診券など複数枚にわたった場合、それを封入することに結構時間がかかるとということで、場合によっては外部委託が必要となると思われます。特定健診の受診券等についての事務局からの説明は以上ですが、その他保健事業全般についてのご意見を承れればと思います。よろしくお願ひします。

ちょっとだけ補足を。現物を持ってきましたので、イメージできるかと。今こういう封筒で受診券を皆さんにお送りしている。中を開くと受診券が入ってまして、これで医療機関に予約をとられるんですよ。

ごめんなさい。事務がやっているんで分からないんですけど。

普通の方は予約をとりますので、いつ来てくださいというところへこれを持っていく。問診票と数値の結果表が3部複写で、昔ながらのカーボン紙です。多分これも事務の方が、おばあちゃん来たのとか言って、これ書いて

河合課長

桑原委員  
河合課長

こんかつたわ、難しいなあとかいいながら、名前書いてとかいろいろお世話しながら書いているっていうイメージをいたしております。あと先生方が検査結果を書いてくださって、所見があれば書いて、健康館の方に送っていただいているという。実物があるといいかなと思って、こんなイメージです。

今の電算はさっき言った通り、インパクトプリンタが無くなって、今のものでは複写が打てず、1枚ずつしか打てないので、住所氏名とかを書いてあげようと思うと、どうしても1枚になっちゃうというような感じです。こういうことを考えてまして、来年度中にいろいろな準備をして、もしできれば再来年からできるといいなというふうに考えております。いろいろとネックもありますので、時間をかけてやっていくことになると思います。

事務局としてはこういうふうにしたけれど、ご意見いただきたいと。

広く改善とか、こういうことがいいとか、医療機関の事務方でやっぱりこれは困ってるとか、いろいろご意見があれば承りたいなと思います。

目的が何かを、ここに普通目的って項目が書いてあるんですけど。

あ、すみません。みんなでWinwinwinになろうということです。医療機関側も事務負担軽減、皆さんにとっても受診の時に書く手間がなくなり、かつ市役所もOCRを使って、事務を軽減するという三点です。

ここでいただきたいご意見としては利用者側がそれが利用しやすくなるかどうか、受診意欲が高まるかどうかというご意見と医療機関の先生方からは、それで本当に便利になるのかどうか。

はい。そうですね。受けていただけるかというようなところも含めて。

そういう方向でご意見いかがでしょうか。

まずすみません、いいですか。受診券のみで送付されたときには受診意欲を喚起できないという、これはどういう調べですか。

以前、同じく運営協議会をやっていて、なんとか受診率が上げられないのかというときに、今だと券だけ送ってくるだろうという話が先生方からありまして、普通人間ドックやったって問診票がいっしょに送られてきて、いよいよ君は受けるんだよというイメージになっていると思うんだが、ちょっとそこら辺が薄いんじゃないのというご意見があつて。確かに自分たちだともう既往歴とか書くと否応なしに人間ドックいかないかんみたいな感じになるので、それも最もだというイメージで書かせていただいています。

現場の印象ではですね、もう例年変わらず、これが来たから来るとか、これ来ないから面倒くさいから行かないとかではなくて、非常に意識が高い人は必ず来ます。どんなものを送られても。ところがそういうことを知らない方が結構いらっしゃるので、封書で送るっていうのもどれぐらいの時期までであるとかわからないということがあるんで、どちらかという、メディアですよ。もうちょっと犬山の、例えばケーブルテレビとか、老人の方が聞くようなラジオとか、あとは施設に何か定期的に送られるようなチラシだったりとか、そういうもので健診をやりますよとか、健診をやることによってこういう利点がありますよっていうのをよく見られる方の方が多いかもしれません。なので受診券だったりとか便宜的に良くなりますので、もう一度また書かなくていいのはすごくいいことなんですけど。今これ、市役所の皆さん2日間もかけて封筒詰めてくれたんだなと初めて知ったんですけどご苦労様です。そういう努力をすごくやってるっていうことも、今ここでわかりましたし、そういうことをやるよりは、もうちょっと、報道だったりとか、メディア的にみんなにこういうこと

久世会長  
河合課長

久世会長  
河合課長

久世会長

河合課長  
久世会長  
桑原委員

河合課長

桑原委員

をやってますよというのを受診券も含めてなんですけどやった方がいいかもしれないです。できるだけ配布する側も見る側も簡素なものに悪いことはないと思うので、あまり物がわーっといくよりも受けなさいぐらいとか、そんなんでも結構来る方もおられるというのが、私が感じた現場ですね。

久世会長

啓発には、受診券の工夫じゃなくて、それ以外のPRというか広報ですね、ごもっともだなと。受診券と一緒に問診票が送られてきて、複雑になると書かなきゃいけないことっていうか、印字はされてくるわけですけれど。最初から記入をしていくと。今はいきなり送られてくるか、はがき1枚、ぽんと来るのかどっちがいいか。というところが利用者の方々はいかがでしょう。どっちが効果がある。どちらもあまり変わらないということで。なんとなく変わらなそうな感じで。はい。

宮本委員

私ちょっと今保険の仕事してるんですけど、協会の方は、被保険者と被扶養者と検診内容が違うんですよ。被保険者はがん検診を含めた生活習慣病予防健診というのを受けていただいて、被扶養者の方が特定健診を受けるんですけど、やっぱりちょっとやり方というか、方法も異なりまして、生活習慣病の人はうちと契約してる健診機関が愛知だと159か所あるんですけど、そちらの方でやっていただいて、そちらの方に直接予約をしてもらおう。予約してもらったらその医療機関の方から健診キットがご自宅宛て届くので、それで問診票は入ってるので、そこに記入してもらって当日受けてもらう、後は保険証を持っていただくという流れなんですけど、被扶養者の方は40歳以上から受けれるっていう健診になるんですけども、それは同じように受診券を送って、普通の医療機関大体受けられるところが多いので、そちらの方に直接電話していただいて、特定健診の受診券を持っていただいて、受診していただくという流れで。

請求的なものでいいますと、生活習慣病健診と特定健診は違いまして、生活習慣病健診は直接医療機関の方からうちに医療費の請求というか、検診費用の請求が来るんですけど、扶養者の場合は支払基金を通して来るんですね。NPO団体とか入ってますので、そちらの方に入っていただいとところと契約としているので、基金経由でうちの方に資格があるかどうかという確認をして、あとは問題なければその分で、検診のデータをいただいてそれで登録して、お支払いするという流れになりますので。

先ほどおっしゃってる実際どう受けてもらうかっていうのもうちも課題でして、今回コロナの影響があつて4月5月、去年の受診率でいくと、がた落ちでした。正直3分の1いってるかいてないかぐらいで、6月は持ち直してはいるんですけど、これ余談になりますけど医療機関に聞くと、やっぱり時間を延ばしていただくとか、ディスタンスの関係で今までやってなかった土曜日を開いて何とか確保したりとか、やはりそういういろんな努力をしていただいた中、なんとか、6月は持ちこたえてるといふか、去年と比較すると、逆にちょっと増えているという状況であります。このコロナの影響でやっぱりもうすでに予約が埋まっちゃってるという健診機関もあるんですけど、それに付随して今度は受診率延ばせってももちろん私たちも言われるので、やっては行くんですけど、やはり被保険者の方はおそらく会社に勤めてるので会社に行って来いって言われて行かれてる可能性は高いんですが、扶養者の方はご自宅におられてますし、逆に言うと、いかなくても、健診って大丈夫なところがあるので、特定健診、その被扶養者の方の受診率っていうのが今正直、うちも課題です。なかなか

か募集してもやっぱりコロナの影響で行きたくないという状況がありますので、正直ペラ1枚以外にもいろんな、こういうところで、こういう利点がありますよっていうご案内をしますけど。実際去年はすごく伸びたんですけど、今年は、正直何をしたら伸びるのかってのはもう今すごい悩んでまして。そういう状況が今続いてますので、今回この部分で変えられるのはいいことだと思うんですけど、それに付随した何かをしないと、単純に受診券を変えたから受ける、受診率が伸びるのかっていうところが難しいのかなと。

ちょっと長くなって申し訳ないんですけど、実際去年の受診率が伸びたのはイオンモールとか薬局とか身近なところで検診をやってみたんですよ。健診機関等契約とか薬局さんとかと話してですね、イオンモールとかだと会議室を借りて。やっぱり結構主婦層の方が多いので、受診率が伸びたんですね。その間旦那さんに子どもを預けて、自分は健診に行けるというところで大幅に伸びたんですけど、なかなかそれも今年はっていう状況ではあります。

そんなところで、犬山さんとは今回、がん検診の方は一緒にうちの特定健診と2月19日に、市民健康館があるところですかね、やらせていただくということになったんです。本来は体育館か何かっていう話も出たんですけど結局そちらの方で。そういった健診の中身もちろん大事なんですけど、勧誘の仕方っていうか、受診の向上というところがちょっといろいろ考えていけないのかなと思います。はい。

久世会長

これをやること自体は、そんなに悪いことでもなさそうだといいところですかね。ただ、啓発にはならないということで、別の手段が必要であるということですね。他、ご意見よろしいでしょうか。

岡委員

ちょっと今実物を見たんですけども、この住所と氏名をやるには1枚しか送れないよっていうことですよ。問診票と今の3枚綴りを同封するだけでも随分とこれだけの検査やデータが得られるんだって思うのは出てくるんじゃないかな、ここから。そしたら啓発効果があったわけで医療機関の負担、コピー取ったり、そういう負担もないし、それだけでも随分変わるんじゃないか。それはどう。

河合課長

はい。実は、皆さんからの「変えるとかコピーを取る部分」の賛同が得られなければ、そうさせていただこうかなと、最後はそう思ってます。あとは、これがOCRの機械とかで読み取りまでがOKであれば、今、岡委員がおっしゃるとおりの方向でも多少改善が図られるからいいかなというふうに思います。

一つ質問みたいでみたいで申し訳ありませんが、多分事務の方がやってらっしゃるので先生方は分からないかと思うんですけど、この間事務方の方にアンケートをとった時に、やっぱりコピーするのって非常にうっとうしいというイメージがあって、それはまあ余分な仕事するんだからそうだろうなと思ったんですけども。やっぱり、医療機関で今だとA3の結構大きいものをコピーすることは機械的には結構難しそうですかね。

桑原委員

まあ負担にはなります。

河合課長

ですよ。ええ、今だと原始的な検診票で、多分先生が一生懸命書いてくださってますよね。その1枚目が、市に来まして、診療報酬同様、検診を医療機関の方がデータ入力をするというのが多分、本来の建前だと思うんですが、当時からいろいろ経緯があって大体、市がデータ化を請負っているものですから、そのために、3枚必要となっています。

久世会長

医療機関がそれが必要なのは、今後のその治療とかに活かすというか。

河合課長 先生方は、次に受診の方が来たらこうだったよというご説明をしてくださってますよね。そのためにご自身の控えと受診者にお渡しをするものがあるので結局3部いる。

久世会長 そもそもデータ化するんだったらそれを共有すればいいんじゃないかなと思ってたんですけど。

河合課長 ありがとうございます。そういう話も出てまして1枚だけもらって、我々がデータかPDFかなんかにしてまた送り返しますから、それでやってくださいって言ったら、やってくれそうですかというのを聞いてみたかったんですけど。

桑原委員 非常にこの場面だと、私と木村先生しかいらっしやらないので。他の医師会の重鎮の先生方に一度ですね、話を通してもらわないといけないんですけど。私個人は全然それで構いません。通常はその3枚綴りか4枚綴りのもので、手間が結構かかるし、紙代だとかもかかりますし、今の時世を考えると昔ながらというイメージが非常にあるんですが。

久世会長 先生によっては、紙じゃないという方も？

木村委員 でもクリニックは多分いらないと思います、紙自体は。ていうのは、電子カルテも多くなってきてるので、中にもデータも残ってますし、必ず採血とか外注を皆さん出してると思う。そうすると、検査の結果表っていうのは必ずついてくる。クリニック自体は必要性はそれほどないと思う。ただ眼科に行かれた方とかの所見とかが知りたいとなれば、そういうのがないとちょっとわかんないかもしれないんですけど、それは、必要であればカルテに残せばいいことだから。

河合課長 ありがとうございます。すいません。先生に責任を押し付ける気はないんです。多分世代替わりがされてて、お父様たちがやられてた頃はやっぱり非常にデータに対する抵抗感が強くて踏み切れなかったというところがあって、それからもう随分経ちましたが、やっぱりまだ、現役でやられている年配の方もいらっしやるので、そういう方が発言力が大きくてやっぱり駄目だということであれば、そうなる場合があるので。雰囲気はわかります。今の機器を導入されてる先生方のとこで使われるのであったら、もうデータでも大体いいようになってくるだろうという感じですね。

久世会長 他にご意見よろしいでしょうか。はい。

吉田委員 この特定健診とはちょっと違うんですけども、歯科の方でのその検診というのは、今40歳。

河合課長 確か節目でおやりになってると聞いてます。

吉田委員 40,50ですね。やはり検診というと、もう10年も経ってしまうと、もう口の中全然違うわけです。だから、できる限り短い期間の方が、検診の、体の様態もよくわかりますので、もう少し歯科に関しては短く、見ていただけないかなという要望です。

河合課長 国保では、申し訳ないですがやってないので、健康推進部門で、広く市民の方全体のために節目で検診をしていると思いますので、そちらの方に、そういうご要望があったということをお伝えします。

吉野部長 検討します。

久世会長 部長は健康福祉部全般のことで。僕は勉強になりますよ。

河合課長 今節目毎にということなので10歳なのかな。10歳刻みで無料でやらせていただいて、もちろんお金を出してやってくだされば一番いいんでしょうが、注意喚起のため多分10年に1回やってると思います。先生方からは、そこまでほかって

久世会長 おくと、やっぱり状態が変わっちゃうからということでご意見があったよと。  
 その他の保健事業とか、何かありましたら、事務局としての意図は何かありますか。

河合課長 一番は、先ほどのやつは以前から考えてたので、広くご意見をいただきましたかったということです。あとは会長の方から、いつも難しい話題が多く、なかなか先生方と被保険者の方たちと交流みたいな感じでの話し合いができないというお話があったので、こういう話題も身近なことなので良いかなと。

久世会長 まあお金の話ばっかですもんね。

河合課長 本当に何か、いい話し合いができればという思いでいるだけです。特に大きな意図はございませんが、はい。ざっくばらんに思っていることを、この機会にお願いできればと思っています。

久世会長 この健診したいなとか。まあなければまた、思いついたときにご意見いただければと思います。はい、その次の議題に行きたいと思います。議題3の令和3年度の国民健康保険税率等の改定に関し賦課限度額について、事務局より説明をお願いします。

舟橋課長補佐 はい。それでは、資料6国民健康保険税法定限度額と当市限度額をご覧ください。国保税については保険運営のための目的税であるため、応能原則の適用に一定の限度を設ける必要性から課税の最高限度額を地方税法等で規定し、その範囲内で市町村条例に定める方法を採用しております。この法定賦課限度額は、表に示すように年々改定されておまして、下の方ですね、令和2年度では医療分である基礎課税が63万円、後期高齢者支援分が19万、介護納付金分が17万円、合計で99万円となっております。これに対し犬山市では、現在基礎課税分が61万円、後期高齢者支援分が19万円、介護納付金分が16万円と合計96万円となっており、法定限度額と3万円差がある状態です。この分を国の99万円まで、合わせさせていただきたいと思っております。参考までに、その一番のところですが、社会保険の場合は、50等級で、報酬月額139万円の場合、97万3,278円プラス、賞与5%という形になっております。以上です。

久世会長 これ毎年やってる話です。法定賦課限度額に1年遅れで追いついている。ここで何かご意見ありますでしょうか。大体いつもいんじゃないかってことなんですけど、よろしいですかね。ではそのように決定させていただきます。はい。では、税率改定についての今後の進め方について、事務局はスケジュールをどうするかということで、確認を。

河合課長 そうですね。はい。基本的には、それと一緒に進めていければと思います。と言いますのは、去年もありましたが、県から納付金一番算定に必要な納付金の情報が来るのが、仮査定が11月の中旬ぐらいに解禁、それから、本算定は1月になってからという形になりますので、事実上は11月の中旬に示された金額がどうなるかということによって大きく左右されるということです。予算編成もありますので、去年どおり年内に答申のところまでお願いできたらと考えています。

まあ事務局サイドとしては、この間お話ししたとおり、単年度の赤字は大体2億円ちょっとあります。昨年度は据え置きましたので、この間の決算はトレンドとしては変わらず、やはり、このまま放置すれば、2億円ぐらいずつ基金を持ち出していかないといけない。多くあったと思った基金もですね、今、現在で6億3,000万円ぐらいまで減ってきて、10億円以上あったころから見ると、大体半分くらい使ってしまったということになってますので、私たちも別に値上げを

するのが目的ではないのですが、あとで、でやっと上げるというのは、大変なことになってきますので、できるだけ少しずつでも改定をしていくのが事務方としては必要なのかなというふうに思っているところです。

あと、議論があると思いますが、昨年お話した通り、今回来年度から、皆さんの基礎控除が10万円ずつ多くなります。今は皆さんの所得から33万円を引いて、それにパーセントを掛けて課税していますが、来年から43万円引けることになりますので、皆さんにとっては良い話なんですけど、一方、課税する所得が10万円ずつ減るということになりますので、去年と一緒の税率を掛けていては多分、同じ水準の課税はできないことになります。

久世会長  
河合課長

税率がいっしょだといわゆる減税になるということですか。

そうです。はい。お1人様10万円掛ける今の税率が減税になるという。申し訳ないです。一部の方だけになってしまうんですが、給与の方と年金の方は、結果的にそれがないので、自営業や農業の方だけという形に。要は定期的にお金が入る人はちょっと除きましょうという税制改正になりますので、はい。

久世会長

税率が一緒であれば、減税と同じ効果があるよと。その分を増税するかどうか。

河合課長

だから減税の分を享受するべきだということだとなかなか上げられません。

久世会長  
河合課長

そうかといって財源不足では。

経営が財源不足になりますから。その分、ちょっとまだ計算が難しく、市民税の方でもシミュレーションとかがなかなかできてないみたいで影響額が示せないのがちょっと難点です。影響額もわかんないのに上げんのかよって言われるのは困るんですが・・・。

久世会長  
河合課長

そんなに影響するかな。

今、調べましたら、給与所得と年金所得のある方の割合は大体半分でした。残りの方には影響があると思うので、意外とあるなと思ひまして。ちょっと計算できないので、すいませんが、今調べた中では半分ぐらいの方が影響するのかなというふうに思っているところです。そういったところがございます。

あともう一つ、資料7をお付けをしています。この間の、診療報酬の動きを続報で6月診療分を入れてきました。令和2年の療養給付費、6月は4億6,000万。

久世会長  
河合課長

おっと取り返しちゃった。

という結果が出ました。まあこの間までありました、このままコロナの影響で診療報酬が減っていけば上げなくてもいいかもねという状況はちょっと。我々として、楽観はとてもできないというふうに、この数字からは推測します。そういったデータの結果を含めて、議論いただければと思います。

久世会長

じゃあまあご意見ありましたら。ここで何か決めるわけではないんですけども。

玉置委員

やっぱりこのコロナの影響っていうのは市民生活含めて大きいと思うんですね。まだ実際に税收の方に関しても、なかなかまだ先しか見えないので、そういった中で我々議論して、本当に今年上げるのか。今のこの状況で我々上げてしまっているのだろうかというところが、私は気持ちの中であって、いやちょっと苦しいかなと、今現時点ではですよ。だから、実はこれに期待しとったんですけど、今日の資料7上がってもう元に戻ったという、プラスにちょっと動いちゃってるなっていうところもあるんで。

久世会長

前回の議論では、県では3か年でならずからということですね。

河合課長　　そうですね。急速に上がることはないでしょうが、逆に急速に下がることもない、多分ないだろうと思います。

玉置委員　　だから非常に今年は厳しい議論になるのかなって、なかなか一本化できないのかなというような、現時点ではそんなふうに思っております。

久世会長　　ご意見いかがでしょうか。では議題3を終わりたいと思います。本日の議題はこれで終了でございます。最後に、次回の協議会について状況を伺いたいと思いますが、事務局の案では10月の中旬ということですけども、14の水曜日か15の木曜日あたりはいかがでしょう。はい。

宮本委員  
河合課長　　人事異動が10月が多いので、10月中旬から厳しいかもしれないです。

宮本委員  
河合課長　　あ、そうなんですね、わかりました。もしタイミングが悪いとだめだということですね。

宮本委員  
玉置委員  
久世会長  
河合課長  
桑原委員  
久世会長  
木村委員  
河合課長  
木村委員  
河合課長　　異動が激しければ状況によっては、すいません。

久世会長  
河合課長  
桑原委員  
久世会長  
木村委員  
河合課長　　とりあえず設定しよう。

久世会長  
河合課長  
桑原委員  
久世会長  
木村委員  
河合課長　　そうですね。水曜日と木曜日こちらがよろしいのでしょうか。

久世会長  
河合課長  
桑原委員  
久世会長  
木村委員  
河合課長　　私どもはどちらでも別に。先生方が一番かなと思います。

久世会長  
河合課長  
桑原委員  
久世会長  
木村委員  
河合課長　　できれば水曜日が。

久世会長  
河合課長  
桑原委員  
久世会長  
木村委員  
河合課長　　では14で。

久世会長  
河合課長  
桑原委員  
久世会長  
木村委員  
河合課長　　僕は介護認定審査会が水曜日にある。

久世会長  
河合課長  
桑原委員  
久世会長  
木村委員  
河合課長　　同じ時間帯でしたね。

久世会長  
河合課長  
桑原委員  
久世会長  
木村委員  
河合課長　　僕はここはちょっとその週は。

久世会長  
河合課長  
桑原委員  
久世会長  
木村委員  
河合課長　　もう1週遅らせても。ごめんなさい。そっか。水曜日は自治体キャラバンっていう市民団体さんとの懇談会に呼ばれています。桑原先生はいつも水曜日で。

久世会長  
河合課長  
桑原委員  
久世会長  
木村委員  
河合課長　　そうですね。水曜日だと午後診療がないので。木曜日はちょっと訪問診療出て。15日でしたっけ。

久世会長  
河合課長  
桑原委員  
久世会長  
木村委員  
河合課長　　15は木曜日になっちゃいますね。

久世会長  
河合課長  
桑原委員  
久世会長  
木村委員  
河合課長　　21は先約があってだめ。

久世会長  
河合課長  
桑原委員  
久世会長  
木村委員  
河合課長　　なるほどでは20、15、15でしょ。どちらかが休むかも。

久世会長  
河合課長  
桑原委員  
久世会長  
木村委員  
河合課長　　自治体キャラバンの応対っていうのはしなきゃいけないんですか。公式の協議会ですから。

久世会長  
河合課長  
桑原委員  
久世会長  
木村委員  
河合課長　　そうですね。重きがあるのはこちらだと思っておりますが。

久世会長  
河合課長  
桑原委員  
久世会長  
木村委員  
河合課長　　ちょっとずらしていただいたりしては？

久世会長  
河合課長  
桑原委員  
久世会長  
木村委員  
河合課長　　誰かが出ればよいということであれば、はい。

久世会長  
河合課長  
桑原委員  
久世会長  
木村委員  
河合課長　　了解です。こちら優先していただきますね。

久世会長  
河合課長  
桑原委員  
久世会長  
木村委員  
河合課長　　21なら皆さん、逆に。

久世会長  
河合課長  
桑原委員  
久世会長  
木村委員  
河合課長　　21も先生が。

久世会長  
河合課長  
桑原委員  
久世会長  
木村委員  
河合課長　　水曜がちょっと。そうすると22。

久世会長  
河合課長  
桑原委員  
久世会長  
木村委員  
河合課長　　はい。ちょっと1回、これに決めておいていただいて、もし変えられるようだったら、変えますので。

久世会長  
河合課長  
桑原委員  
久世会長  
木村委員  
河合課長　　15日で決めさせていただいて、とりあえず15の木曜日を、決めさせていただいて。先生方には申しわけないですが。会長って観光戦略会議ってよかったですか。

久世会長  
河合課長  
桑原委員  
久世会長  
木村委員  
河合課長　　僕この間紙もらったんだけど、専門部会ってあって、僕はオブザーバーだから、正式な委員じゃないんで。来てくれ来てくれって言われるんだけど。そっちは全然いいので。

久世会長  
河合課長  
桑原委員  
久世会長  
木村委員  
河合課長　　では15で決めさせていただきます。15日の木曜日をお願いをして。桑原先生



桑原委員  
久世会長

吉野部長

は都合がつかなかったら欠席ということに。

はいすみません。

時間は1時半からでよかったですか。はい。10月15日木曜日1時半ということでお願いします。本日の議題はこれで終了ですので、閉会とします。

皆さん、審議をありがとうございました。今回ですね子どもの均等割ってということで、皆さんで協議していただいたんですが、正直なところなかなか事務局としても、難しい対応かなと。担当レベルでは、やれることならやってあげたいというのが正直なところなんですけど、先ほど会長からもお話がありましたように、国保の中でやるのか、それ以外としてやるのかということでも、正直やるなら私たち事務局レベルはですね、やっぱり子育て施策、子育て支援という立場で、やっぱりやっていくべきだろうとふうに思ってます。その中で、どうしても国保の枠の中っていうと国保の人たちしか対象にならないよという形になっちゃうもんですから、それを踏まえてやっぱりやっていかなければいけないと。

市長は多子世帯へのいろんな施策をやっていきたいんだっていう、まあ子どもをたくさん生めば、先ほど課長が何べんも言ってたんだけど、生んでもそれなりの支援ができるよっていうような体制を作ってあげれば、犬山市に住まれる方も増えるんじゃないかということで、多子世帯施策にちょっと力を入れたいよっていう市長の思いはあります。うまくここで引っかけてくれるものであればそれも一つの方法として、考えていくのもいいのかなっていうふうに思ってますが、なかなか正直なところこれがベストっていうのもないし、先ほど、国保のシステムの話もありますので、いろんなことを絡めた中で、どうしていくのがいいのかなっていうのも、私達も一緒試行錯誤という中で皆さんの意見をうかがいながら、どういう方法がいいのかなっていうのは、これからちょっと検討していけたらいいのかなと思ってます。

また税率の方につきましては、皆さんが言われるようにですね、今のコロナの影響で医療費が減ってく中で、やっぱりちょっと厳しいのかなと思っただけど、先ほどあったように、6月の結果見るとすごく伸びてるっていう状況もありますので、こういうものも踏まえながら、やっぱりどうしていくのか、いろいろ要件がたくさんあってデータが示せないっていうのもちょっと正直なところ。まあ難しいところですけど、なるべく、いろんな皆さんがわかるような状況のデータを少しでも収集してですね、皆さんに提供して、議論していただければなというふうに思ってますので、またこれからちょっと大変な議論をしていただかなければいけないという現状ではありますが、また積極的に皆さんご意見いただいて、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。本日はありがとうございました。

河合課長

ありがとうございました。終了でございます。本日もありがとうございました。交通事故に気を付けてお帰りください。

( 閉 会 )

犬山市国民健康保険運営協議会規則第7条に基づき、この議事録を作成し、署名する。

署名

\_\_\_\_\_  
(原本に 久世高裕 署名)

署名

\_\_\_\_\_  
(原本に 日比野清正 署名)

署名

\_\_\_\_\_  
(原本に 桑原生秀 署名)